平成２４年（フ）第２２７号
長野市川合新田108番地
破産者　有限会社三栄設備工業所
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９９０号
最後の住所大阪市淀川区十八条３丁目11番19号プリマクラッセ十八条103号
破産者　被相続人亡谷純吉相続財産
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２０号
三重県伊勢市楠部町若ノ山2605―13　介護老人保健施設山崎苑内、破産手続申立時の住所三重県伊勢市常磐町99番地15
破産者　辻村　　恒
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４号
兵庫県尼崎市西本町７丁目９番地
破産者　株式会社今井電気商会
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４７号
広島県福山市加茂町北山3487番地
破産者　株式会社コロニー
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１５号
福岡市早良区荒江２丁目23番25―505号
破産者　有限会社スマイル
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１６号
福岡県大川市大字荻島312番地
破産者　眞﨑　正憲
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２３１９号
福岡県飯塚市目尾1188番地54
破産者　平井　和久
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６５号
福岡県朝倉市小田745番地１
破産者　吉井　久用
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２００号
広島市安佐北区深川６丁目６番３号　七福神の家209号室、住民票上の住所広島市安佐北区深川７丁目15番29号
破産者　白砂　博三
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８３号
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁１丁目４番13―102号長者原ハイツ
破産者　要永　康代
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４４号
福岡県春日市光町１丁目45番地サンコーポ光１・303号
破産者　上田　洋子
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６３６号
横浜市金沢区能見台東８番Ｃ―601号
破産者　清水　浩利
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１号
横浜市南区別所３丁目26番10号渋谷ハイツ201、開始決定時の住所横浜市磯子区西町15番７―501号
破産者　大串　正嗣
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６０号
横浜市緑区竹山４丁目２番地　竹山団地4203棟312号
破産者　椎名　敏彦
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２２号
横浜市戸塚区秋葉町213番地３
破産者　齋藤　　仁
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９０号
金沢市末町13の51番地５
破産者　橋本　清宏
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０４号
石川県白山市明光３丁目６番地、事業所の所在地石川県白山市鶴来下東町カ26番地
破産者　アサイ書店こと　浅井　輝俊
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所